

# 公益財団法人相模メモリアルパーク 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人相模メモリアルパークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県愛甲郡愛川町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県において、低廉で良質な墓地の開発・提供及びその管理運営並びに墓地に関する調査研究、無縁仏の受入れ等を行うことにより、県民の墓地需要に応え、もって地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づく許可に係る墓地及び納骨堂の開発・提供及びその管理運営に関すること。
  - (2) その他公益目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 前項に掲げる公益目的事業については、神奈川県内で行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地附帯設備の管理運営及び法事用品等の取扱いに関すること。
- (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業に関すること。

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

